

国民健康保険勝浦病院身体的拘束最小化のための指針

【当院の基本方針】

当院では、患者さんの尊厳と権利を守るため「原則として身体拘束を行わない方針」として
います。

身体拘束は、行動の自由を制限するだけでなく、身体的・精神的苦痛や事故リスクを伴うた
め、身体拘束の最小化に継続的に取り組んでいます。

【身体拘束最小化に向けた主な取り組み】

当院では、身体拘束を未然に防止し、安全に療養・生活いただくため、以下の取り組みを実
施しています。

身体拘束最小化のための委員会開催

定期的な職員研修の実施

転倒・転落予防対策の強化

認知症ケア・せん妄予防への取り組み

環境調整や見守り体制の充実

ご本人・ご家族への説明と情報共有

身体拘束実施時の適正評価と早期解除の検討

【やむを得ず身体拘束を行う場合について】

患者さん本人または他者の生命・身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合に限り、
医師の判断のもと身体拘束を実施する場合があります。

その際は、以下の要件を満たすことを確認した上で実施します。

切迫性があること

非代替性があること

一時的であること

また、実施中は経過観察を行い、速やかな解除に努めます。

【身体拘束最小化推進体制】

当院では「身体拘束最小化委員会」を設置し、定期的な評価・改善活動を行っています。
今後も、患者さんが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

(附則) この指針は、令和8年4月1日から施行する。